



備えあれば憂いなし！「デジタル終活」



デジタル機器(パソコン、スマートフォンといった情報機器)内に保存した写真、ファイル、ネット銀行の貯金、アプリ、SNSのページなどは、利用者が亡くなると「デジタル遺品」となります。

「デジタル遺品」は、遺族が契約内容の確認や解約をしたくても、**IDやパスワードの手がかりがないために手続きに困る**場合があります。

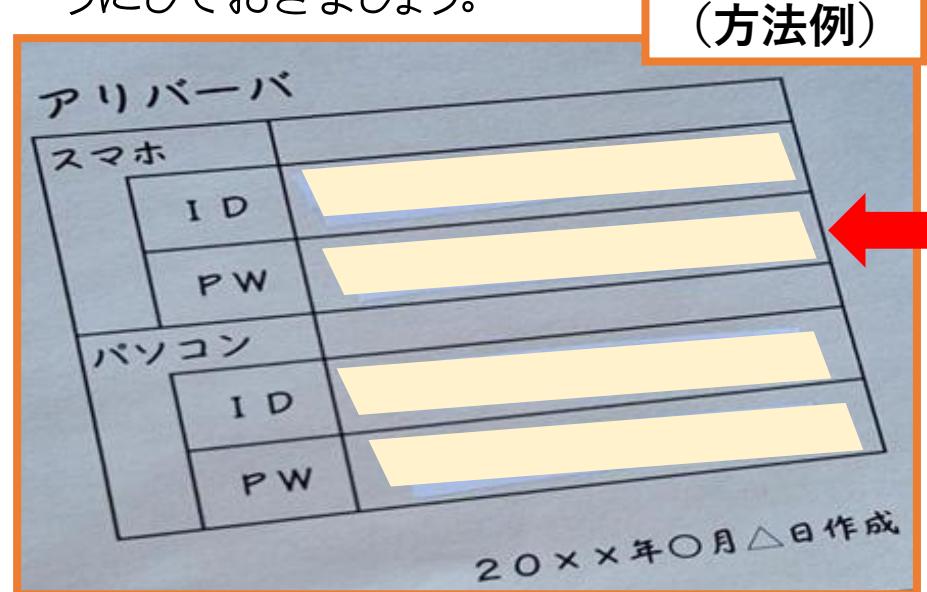
利用者が亡くなった後のトラブルを避けるためにもデジタル終活を進めましょう。



デジタル終活「4選」

① 万が一の際に遺族がスマホやパソコンのロック解除ができるようにしておきましょう

故人がどのような資産をもっていたのか、どの事業者と契約していたのかを調べるには、スマホ等に保存されているデータを確認することになるため、万が一の際に遺族が故人のスマホ等のロックを解除するパスワードを確認できるようにしておきましょう。



スマホなどのパスワードを記入したカードを作るのがおすすめです。

記入内容は他の人から簡単に見られないように修正テープで**マスキング**しましょう

万一の時はマスキング部分をコインでけずりましょう。

重要書類と一緒に保管しよう



② 契約中のサービスのID・パスワードを整理しておきましょう

ネット上の資産やサブスクなど、オンラインで契約するサービスは、契約書面が紙ではなくメールなどで交付されているケースがあります。遺族が分かるように契約しているサービスとID・パスワードを整理しておきましょう。

③ エンディングノートの活用も検討しましょう

自分自身に何かあった時に備えて家族が様々な判断や手続きを進める際に必要な情報を残すためのエンディングノートを活用しましょう。

④ 自分が亡くなった際にスマホのアカウントにアクセスできる人を指名しておきましょう

スマホのソフトウェア事業者(Apple、Google)では、アカウントの保有者が亡くなった場合に、誰がそのアカウントの情報にアクセスできるようにするのかを設定できるサービスを提供しています。

契約トラブルなど「こんなのアリ？」と思ったら消費生活センターにご相談ください。

【消費者ホットライン】 **188** (いやや) お近くの相談窓口（市町村または県消費生活センター）にナビダイヤルでつながります。)

【相談専用電話】	宮崎県消費生活センター	0985-25-0999
	都城支所	0986-24-0999
	延岡支所	0982-31-0999

